

平成 23 年 12 月 16 日

西桂町議会
議長 郷 田 和 美 殿

建設文教常任委員会
委員長 佐 藤 勝 男

委員会審査報告書

建設文教常任委員会に付託されました案件は、平成 23 年 12 月 9 日に審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

1. 案 件 名

議案第 40 号 西桂町体育指導委員設置条例の一部を改正する条例

議案第 41 号 西桂町立西桂中学校テニスコートの一般開放に関する条例を廃止する条例

2. 審査結果

付託された、議案第 40 号の条例改正 1 件及び議案第 41 号の条例の廃止 1 件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

3. 決 定 理 由

議案第 40 号 西桂町体育指導委員設置条例の一部を改正する条例

(委員会審査結果)

本件は、妥当と認められ、議決案件については可決すべきものと決定しました。

(町長提案理由)

スポーツ基本法の施行に伴い、体育指導委員からスポーツ推進委員への名称の変更がなされたことから、町条例の改正を行うものです。

議案第 41 号 西桂町立西桂中学校テニスコートの一般開放に関する条例を廃止する条例

(委員会審査結果)

本件は、妥当と認められ、決算認定については認定すべきものと決定しました。

(町長提案理由)

三ツ峠ふれあいコートの利用により中学校テニスコートの一般開放の必要がないと認められることから、町条例を廃止するものです。